

令和4年度つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議設置要項

(目的)

第1条 今後のつくば市の不登校に関する児童生徒支援の方向性について協議するため、つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 令和2年度、令和3年度不登校児童生徒学習支援事業協働実施の検証に関すること
- (2) 令和4年度の公設の不登校児童生徒支援施設の事業評価に関すること
- (3) 今後のつくば市の不登校に関する児童生徒支援の施策に関すること

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) つくば市教育委員会教育長
- (2) つくば市教育委員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(開催期間)

第4条 会議は、令和5年3月31日までの期間で開催する。

(招集)

第5条 会議は、つくば市教育委員会教育長が招集する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育局学び推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項が生じた場合は、会議で協議の上決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和4年5月10日から施行する。